

横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を各種行事に貸し出す場合の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国及び地方公共団体が開催する行事
- (2) 町内の自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、横芝光町の魅力の発信に資する行事や町との連携協力の下に開催する行事等、町長が公益的観点から適当と判断できる行事

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、使用を希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、町長に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 横芝光町役場組織が使用するとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に認めたとき。
- 2 前項の申請の受付期間は、貸出期間の初日の3箇月前から3日前までとし、その受付の時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- 3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承諾する。
- (1) 使用を希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
 - (2) 横芝光町の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - (4) 法令等に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (6) 「よこぴー」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。
- 4 町長は、着ぐるみの使用を承諾する場合は着ぐるみ使用承諾通知書（別記第2号様式）により、着ぐるみの使用を承諾しない場合は着ぐるみ使用不承諾通知書（別記第3号様式）により、使用希望者に通知するものとする。
- 5 町長は、承諾に際し、条件を付することができる。

（貸出方法）

第4条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、町から直接着ぐるみを借り受け、町に直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を使用者以外の者に依頼する場合は、その経費は使用者の負担とする。

（貸出期間）

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

（貸出料）

第6条 貸出料は、無料とする。

（着用制限）

第7条 着ぐるみを着用する者（以下「着用者」という。）は、中学生以上とし、着用者の身長は、下限を150センチメートル程度、上限を170センチメートル程度とする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別に定める注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 第3条第5項の規定による条件が付された場合は、これに従って使用

すること。

(承諾の取消し)

第9条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合において、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(原状回復)

第10条 使用者は、借受期間中に、着ぐるみを毀損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、使用者の責任と負担により、補修し、若しくはクリーニングを行い、又は弁償し、原状に復さなければならない。

(町長の責任)

第11条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。